

名古屋市告示第235号

公金の徴収に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 7年 4月 25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号
社会福祉法人芳龍福祉会
理事長 齊藤 信雄
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入
名古屋市保護施設条例（昭和38年10月 9日条例第72号）第 2条に規定する
名古屋市植田寮、名古屋市笹島寮及び名古屋市熱田荘における使用料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 7年 4月 1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 7年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課